令和3年3月24日 第6回教育委員会資料 教育部教育総務課

## 新型コロナウイルス感染症の対応について

1 立川市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催状況 (会和3年3月19日以降)

	令和3年3月19日5	
□	開催日時	決定・報告・検討・確認事項
50	3月19日(金) 午前11時20分~	1. 市内の感染状況等について 新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。(別紙1)
		2. 緊急事態宣言解除後の対応について 緊急事態宣言が解除される3月22日以降の対応につい て、以下のとおり決定しました。
		① 公共施設等の利用制限及びイベント等の取扱いについて
		東京都が発表した「段階的緩和期間における東京都の対応」(別紙2)に準じて公共施設等の利用制限及びイベント等の開催制限を実施したうえで、公共施設等の20時以降の利用を再開することとしました。
		② 教育委員会の対応について 緊急事態宣言解除後の学校教育等について、別紙の とおり実施していくこととしました。(別紙3)
		3. 新型コロナウイルスワクチン接種事業について 高齢者向けの接種券の送付や、接種に向けたスケジュー ルなどの検討状況について報告があり、3月30日に発行す る広報たちかわ臨時号で、新型コロナウイルスワクチン接 種の詳細について市民の皆さまにお知らせすることとし ました。

## 新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和3年3月19日(金)(午前11時20分~)に、第50回新型コロナウイルス感 染症対策本部会議を開催し、下記のとおり決定等いたしました。

記

## 【決定等事項】

## 〇 市内の感染状況等について

新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。(別紙1)

## ○ 緊急事態宣言解除後の対応について

緊急事態宣言が解除される3月22日以降の対応について、以下のとおり決定しました。

## - 公共施設等の利用制限及びイベント等の取扱いについて

東京都が発表した「段階的緩和期間における東京都の対応」(別紙2) に準じて公公共施設等の利用制限及びイベント等の開催制限を実施したうえで、公共施設等の20 時以降の利用を再開することとしました。

# ・教育委員会の対応について

緊急事態宣言解除後の学校教育等について、別紙のとおり実施していくこととしました。(別紙3)

# ○ 新型コロナウイルスワクチン接種事業について

高齢者向けの接種券の送付や、接種に向けたスケジュールなどの検討状況について報告があり、3月30日に発行する広報たちかわ臨時号で、新型コロナウイルスワクチン接種の詳細について市民の皆さまにお知らせすることとしました。

# 【令和3年3月】

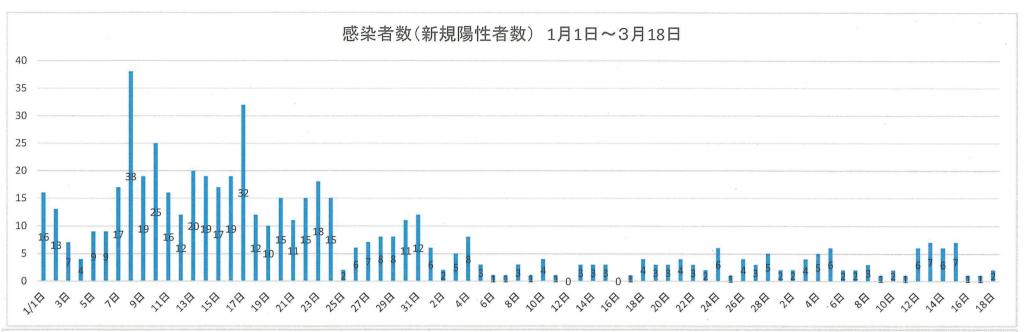
<b>本</b>	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
東京都公表日	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)
新たな患者数	2	2	4	5	6	2	2	3	1	2	1	6	7	6	7	1	1	2			х			E .							
患者数の累計	858	860	864	869	875	877	879	882	883	885	886	892	899	905	912	913	914	916		n											
退院等者数の累計	807	811	815	819	823	826	829	831	832	838	841	844	849	855	858	861	865	866								0					
入院・療養中の患者数	51	49	49	50	52	51	50	51	51	47	45	48	50	50	54	52	49	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

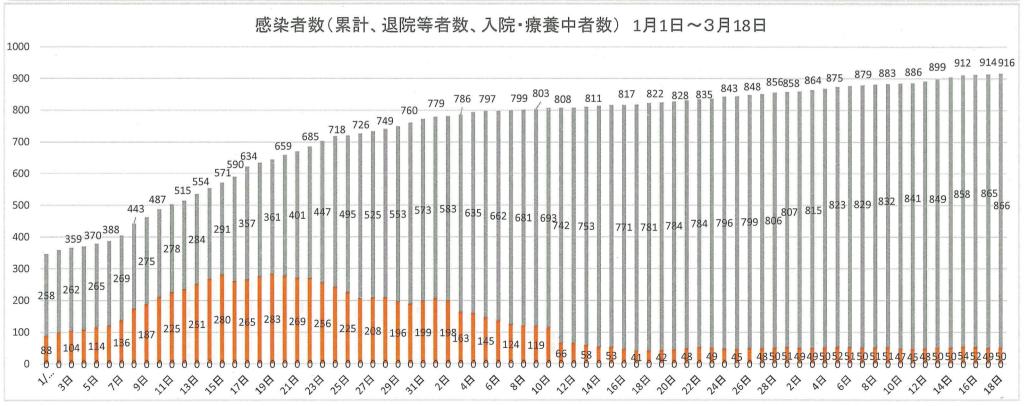
# 【令和3年2月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
宋亦即公衣口	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(祝)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(祝)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)
新たな患者数	6	2	5	8	3	1	1	3	1	4	1	0	3	3	3	0	1	4	3	3	4	3	2	6	1	4	3	5
患者数の累計	779	781	786	794	797	798	799	802	803	807	808	808	811	814	817	817	818	822	825	828	832	835	837	843	844	848	851	856
退院等者数の累計	574	583	623	635	652	662	675	681	684	693	742	743	753	761	764	771	777	781	783	784	784	784	788	796	799	799	803	806
入院・療養中の患者数	205	198	163	159	145	136	124	121	119	114	66	65	58	53	53	46	41	41	42	44	48	51	49	47	45	49	48	50

# 【令和3年1月】

古古初八古口	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
東京都公表日	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(祝)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)
新たな患者数	16	13	7	4	9	9	17	38	19	25	16	12	20	19	17	19	32	12	10	15	11	15	18	15	2	6	7	8	8	11	12
患者数の累計	346	359	366	370	379	388	405	443	462	487	503	515	535	554	571	590	622	634	644	659	670	685	703	718	720	726	733	741	749	760	772
退院等者数の累計	258	260	262	263	265	268	269	271	275	277	278	281	284	287	291	331	357	359	361	382	401	416	447	476	495	520	525	533	553	572	573
入院・療養中の患者数	88	99	104	107	114	120	136	172	187	210	225	234	251	267	280	259	265	275	283	277	269	269	256	242	225	206	208	208	196	188	199





# 段階的緩和期間における東京都の対応(案)

令和3年3月18日

# 1. 段階的緩和期間における東京都の対応(案)

# 1. 区域

都内全域

# 2. 期間

当面、令和3年3月22日(月曜日)0時から3月31日(水曜日)24時まで

# 3. 実施内容

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

# (1) 都民向け:日中も含めた不要不急の外出自粛

・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請 (新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

# (2) 事業者向け:営業時間の短縮、催物(イベント等)の開催制限

- ・施設管理者(次頁「①施設の使用制限」に掲げる施設)に対して営業時間の短縮を要請するとともに、 業種別ガイドラインの遵守を要請(法第24条第9項)
- ・イベント主催者等に対して規模要件等(人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等)に沿ったイベント の開催等を要請(法第24条第9項)
- ・緊急事態宣言の解除を受け、これまで実施してきた法第45条第2項に基づく営業時間短縮の要請の期間、 同条第3項に基づく営業時間短縮の命令の期間は、終了する。

# 4. 4月1日以降の対応

感染状況や医療提供体制等を踏まえ、別途決定する。

# 2. 段階的緩和期間における施設の使用制限・イベントの開催制限等の概要(案)

## <① 施設の使用制限 > (下線については、特措法に基づく要請)

施設の種類	施設	內 容
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店 等 (宅配・テークアウトサービスは除く。)	・営業時間短縮を要請 (営業時間は5時から21時まで。ただし、酒類の提供は
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許 可を受けている店舗	11時から20時まで) ・ <u>業種別ガイドラインの遵守を要請</u> ・令和3年3月22日(月)0時~3月31日(水)24時(※)

## <その他の施設への対応>

(※) 4月1日以降については、別途決定する。

施設の種類	内 容
遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。)、劇場、 観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む 店舗(1,000平米超)(生活必需物資を除く。)、ホテル又は旅館(集会の用 に供する部分に限る。)、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、 サービス業を営む店舗 (1,000平米超)(生活必需サービスを除く。)	・21時までの営業時間短縮、酒類提供は11時から20時まで を協力依頼 ・業種別ガイドラインの遵守を協力依頼 ・令和3年3月22日(月)0時~3月31日(水)24時(※)
イベント関係の施設である、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は 公会堂、展示場、 ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)、 運動施設、遊技場、博物館、美術館又は図書館	・イベントの開催制限(「収容率」「人数上限」のいずれか 小さいほうとする)の協力依頼 【収 容 率】大声なし:100%以内 大声あり:50%以内 【人数上限】5,000人 又は 収容定員50%以内 (≦10,000人) のいずれか大きいほう ・令和3年3月22日(月)0時~3月31日(水)24時(※)

<② イベントの開催制限> (下線については、特措法に基づく要請)

(※) 4月1日以降については、別途決定する。

内容

- ・イベントの開催制限(「収容率」「人数上限」のいずれか小さいほうとする)の要請
  - 【収 容 率】 大声なし:100%以内 大声あり:50%以内
  - 【人数上限】 5,000人 又は 収容定員50%以内 (≤10,000人) のいずれか大きいほう

(あわせて、21時までの営業時間短縮、業種別ガイドラインの遵守を協力依頼)

・令和3年3月22日(月)0時~国の事務連絡により示された期日。以降、国の事務連絡に基づき、段階的に緩和

## 緊急事態宣言解除に伴う教育委員会の対応について

### 1 学校教育について

### (1) 基本的方針

本年3月21日に「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が解除されて も、市立小・中学校においては、児童・生徒の安全を第一に、以下のとおり現在 実施している感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

## (2) 本市における具体的対応

### ①授業等の教育活動時の配慮事項

- ・ 検温等の健康観察の徹底
- 学校生活の中での感染予防の徹底

#### ②学校行事等

- 校外学習、宿泊行事の代替措置行事
  - ▶ 徒歩及び貸し切りバス利用時は、「市内及び見学先の感染状況」を踏まえて実施の可否を判断する。

#### · 部活動

▶ 部活動を行う場合には、「三密」、「大きな発声」などを避けるとともに、 着替えの場面での感染対策に十分に留意し実施する。

### (3) 春季休業に向けた指導等について

- ・ 児童・生徒に対して春季休業中の家庭生活においても、心身の体調管理に努めるとともに、学校の中で実施してきた感染防止対策に取り組むよう指導する。
- ・ SNSやオンラインゲーム等の長時間の利用により、健全な生活や友人関係と のトラブルを防止するための「インターネット等の適正な利用」、悩みを抱えた ときに助けを求める「SOSの具体的出し方」等について指導する。
- ・ 春季休業中においても、学校は家庭と連絡・相談できる体制を整えていること を保護者に周知する。